



のれん減損損失の計上要因と情報有用性に関する実証研究

石井, 孝和

(Degree)

博士 (経営学)

(Date of Degree)

2015-03-25

(Date of Publication)

2016-03-01

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第6284号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1006284>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



博士論文内容の要旨

本論文は、企業の組織再編の過程で資産計上されたのれんを研究の対象とし、これに減損が発生する原因と、のれんの減損損失に関する情報が有する投資意思決定有用性について、科学的な手法で実証分析したものである。本論文は、8つの章から構成されている。

第1章「問題提起と本論文の構成」で著者は、のれんの資産計上と減損処理に関する会計制度や先行研究を概観し、本論文の検討対象である組織再編活動に伴うのれんの会計基準の重要性、および当該研究課題に対して実証的にアプローチする意義について述べている。

第2章「のれんの減損会計に関する制度的概要」では、のれんの減損処理に関する会計基準の内容について、その根拠に重点を置きつつ、日本基準・アメリカ基準・国際会計基準の間で相互に比較が行われる。著者がとくに重視するのは、のれんの規則的償却を求めると、規則的償却を否定するアメリカ基準および国際会計基準との相違である。

第3章「先行研究のレビュー」は、のれんの減損会計をめぐる内外で行われてきた先行研究を、次の3つの視点に区分して整理することに充てられる。資産計上されたのれんに事後的な減損処理が必要となる原因の分析、利益マネジメントやコーポレート・ガバナンスがのれんの減損処理の実践に及ぼす影響、およびのれんの減損処理に関する会計情報が株価形成に及ぼす影響の3点がそれである。

これに続く第4章から第7章までの各章が本論文の中核部分であり、先行研究の包括的なサーベイから得られた知見に基づいて設計した著者独自の実証研究が展開される。その研究は、のれんの資産計上から当期の減損処理に至るまでの企業の特性的分析、および減損処理と株価形成の間の関連性からみた会計情報の有用性の評価に大別される。

第4章「企業取得の動機がその後ののれん減損に与える影響」で著者は、事後的な減損処理が必要となったのれんについて、過去の資産計上をもたらし他企業の取得取引にまで遡り、経営者による他企業の取得動機が事後的な減損処理に及ぼす影響を分析する。分析対象とされる動機は、買収プレミアムに対する経営者の自信過剰、買収対価となる自社株式の過大評価、買収時の資金的余力、効率的企業による非効率企業の経営改善意欲の4つである。著者の分析結果は、買収プレミアムが大きいほど、また対価の株式が過大評価されているほど、さらには買収時のキャッシュ保有額が大きいほど、のれんの事後的な減損処理の可能性が高くなることを示している。

第5章「のれん減損損失の計上と利益マネジメント及びコーポレート・ガバナンスの役

学位論文審査要旨

氏名 石井 孝和

論題 のれん減損損失の計上要因と
情報有用性に関する実証研究

審査 平成27年3月

神戸大学

論文審査の結果の要旨

本論文は、企業の組織再編時に資産計上されたのれんの事後的な減損処理に焦点を当て、のれんの規則的償却の要否に留意しつつ、のれんの減損会計を多面的に研究した成果であり、先行研究の渉猟および著者独自の実証分析に基づいて、次のような結論を導いている。

すなわち、①のれんの減損処理が必要となるのは、組織再編時の資産計上額がいくつかの要因により過大であったことに根本原因があること、②経営者の利益マネジメントや脆弱なコーポレート・ガバナンスにより、減損処理の時期と金額が操作されていること、③のれんに減損の発生が疑われる場合でも、減損処理が先送りされる傾向があること、④のれんの減損処理は将来キャッシュ・フローに関する企業の内部情報を反映してはいるが、最善ではない判断により減損処理が歪められる危険が存在することである。

本研究は、過去の学術研究に対して、以下の各点において大きな貢献したものと高く評価される。

第1に、有形固定資産の減損会計を実証的に分析した日本の研究は、これまでもいくつか存在するが、無形固定資産の中でものれんに焦点を当てて、その減損会計を多面的な観点から総合的に分析した実証研究としては、本研究が日本で初めての研究成果である。著者の視野は、のれんの減損処理時点のみならず、当初の資産計上時点まで遡るとともに、減損処理後の将来年度のキャッシュ・フローにまで及んでおり、考察の対象期間に広がりが見られる。また損失計上額だけでなく、利益マネジメントやコーポレート・ガバナンスに関する特徴など、会計学の領域を超えた企業特性をも実証分析の範囲に含めており、これらは意欲的な試みとして評価される。

第2に、本論文の発見事項は、のれんの減損処理をめぐるいくつかの新しい知見を提示しており、これらは会計情報の利用者にとっての財務諸表の有用性を高めるものと期待することができる。たとえば、企業の組織再編時にのれんが資産計上された背景の分析を通じて、そののれんが真に資産価値を有するものか否かを事前に把握したり、のれんの減損損失を先送りしていることが疑われる企業を発見すること、また逆に、過剰な減損損失の計上を行っていると思われる企業を見抜くなど、企業が公表する財務諸表に含まれる会計情報の品質や信頼度を利用者が判断するうえで、本研究の発見事項は役立つであろう。

第3に、本研究の実証結果は、のれんの規則的償却を求める日本の会計基準と、規則的償却を否定するアメリカ基準および国際会計基準との間で、償却規定をめぐる優劣を考察

割」では、減損処理の実践に影響を及ぼす可能性がある要因として、経営者による利益マネジメントの必要性と、コーポレート・ガバナンスの状況が分析される。分析の結果、利益マネジメントに関しては、経営者交代時のビッグバス、利益平準化、公表済みの予想利益の達成という要因が、減損損失の計上時期と金額に影響を及ぼすこと、またコーポレート・ガバナンスに関しては、社外取締役割合・機関投資家持株比率・経営者持株比率が高いほど確かな減損処理の可能性が高まることが示されている。

第6章「のれん減損損失計上の適時性」で調査されたのは、自己資本の帳簿価額と企業株式の時価総額の動向からみた場合に、のれんに減損が発生していることが疑われるにもかかわらず、減損損失の計上が先送りされているような状況の有無である。調査の結果、のれんの減損損失が計上される少なくとも3期前から株式リターンはマイナスを示していることが明らかにされ、著者はこの結果に基づいて、のれんの減損損失の計上が適時には行われていないと主張する。

第7章「のれん計上企業における減損損失額の将来キャッシュ・フロー予測能力」では、のれんの減損損失額とその後のキャッシュ・フローとの関連性を基礎として、のれんの減損処理が将来キャッシュ・フローに関する企業の内部情報を適切に反映したものであるか否かが実証的に検証される。著者の提示する結果は、のれんの減損損失額がその後2期先までのキャッシュ・フローと有意に負の関係性を有するが、経営者による利益マネジメント行動がこの関係を弱めること、および株式時価総額からみた減損の兆候よりも遅れて実施された減損処理は将来キャッシュ・フローに関する情報伝達能力が乏しいことを示している。

第8章「結論と展望」で著者は、本研究で得られた発見事項を要約するとともに、今後の研究課題を展望して、本論文を締めくくっている。

するうえで、ある程度の判断材料を提供したもとして評価される。著者の実証分析の背後には、のれんの規則的償却が会計情報の有用性を害するというアメリカ基準および国際会計基準の主張が強く意識されている。したがって著者は、のれんを規則的に償却しない企業に関して導出された実証結果が、のれんの規則的償却を求める日本基準の適用企業を分析対象とした場合に、再現されないかもしれない可能性に注目した。しかし実証結果は、アメリカ基準や国際会計基準の適用企業に関して導出された実証結果が、日本基準の適用企業についても同様に再現されており、これに基づいて著者は、のれんの規則的償却が会計情報の有用性を損なうおそれは杞憂であると結論づけている。

このように、本研究の学術的な意義は非常に大きいですが、本論文に問題がないわけではない。とくに、のれんの規則的償却を求める日本基準の評価に関しては、そこから生み出される情報がアメリカ基準や国際会計基準に比べて、劣っているわけでないことを根拠づけるものであっても、日本基準の方が優れていることを主張するための証拠にはならない。規則的償却の必要性を裏づける実証結果を提示するには、リサーチデザインのより一層の改善と強化が必要とされる。また著者は、のれんが企業全体と関連するという前提で分析を行うが、多角化ないし多国籍化した企業では、のれんが所定のセグメントだけに帰属する場合が多いので、セグメント情報をも利用して分析を精緻化する余地もある。

もっとも、これらの問題は、本研究がさらに発展する可能性を内包していることを示すものであって、本論文の価値をいささかなりとも損なうものではない。

以上の理由から、審査委員は、本論文の著者が、博士（経営学）の学位を授与されるに十分な資質を持つものと判断する。

平成27年3月6日

審査委員 主査 教授 櫻井 久勝

教授 音川 和久

教授 後藤 雅敏